



管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内 容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分 類」の見直し	「措置の内 容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案項目 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
100070	国の転用許可権限の限への委譲及び農地転用許可に係る大臣の事前協議の廃止	農地法第4条、第5条、及び第12項	農地は農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可是、農業委員会の意見書と農林水産省の活性化につながる大さの農地転用を許可する旨の大臣の許可が必要。	農地転用について、申請者の負担経減や事業手続の簡素化を図るために、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、農業委員会への諮詢手続や農業委員会への諮詢手続によって、客観的かつ統合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。	(提案理由) 農地転用の許可業務は、全国統一的な許可基準によって法令化され、運用している。都道府県の行う転用許可業務は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観的かつ統合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。	C	-	農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要。農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要。  (提案理由) 農地転用の許可業務は、法令に規定した上で、處理基準において適用される。また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可する旨の大臣の許可が必要。	・都道府県の行う転用許可は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観性が担保されているので、都道府県においても適正な判断が可能である。 ・転用面積2haを超える4ha以下の場合、県は許可するに当たって、國の事前協議を行ったうえで適切な判断が可能である。 右提案者から の意見及び 参考資料を第 一回提出して あることを見込みます。農地転用の許可権者は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観的かつ統合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。	C	-	優良農地の確保は國の義務であり、特に、集団的な農地や農業公共会員が行われた農地などは優良農地が確保されることを見込まれる。農地の転用については、国際的な農地からの国との競争(2haから4ha)は国への協議が必要。	・右提案者から の意見及び 参考資料を第 二回提出して あることを見込みます。農地転用の許可権者は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観的かつ統合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。	・都道府県の行う転用許可は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観性が担保されているので、都道府県においても適正な判断が可能である。 ・転用面積2haを超える4ha以下の場合、県は許可するに当たって、國の事前協議を行ったうえで適切な判断が可能である。 右提案者から の意見及び 参考資料を第 一回提出して あることを見込みます。農地転用の許可権者は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観的かつ統合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。	1 0 1 8 0 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省		
100080	遊休農地に係る農地転用、農振除外要件の緩和	農地法第4条及び第5条、農業振興地域の整備に関する法律第13条	現行の農地転用基準では、農用地区域、第1種農地に原則不許可であるが、地域整備されれば、狭小・不整形のため耕作地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地帯については、優れた公共交通アクセス網や近接する施設との連携による活用が可能となる。地域整備の活性化を図るために、実際に農地転用の許可を申請するため、実態に応じて農地転用、農振除外を可能とし、他用途として利活用できるようにする。	代替措置: 開拓に対する農地相当分は、現在進めている農業振興整備計画の見直しにおいて確保に努める。	(提案理由) 東日本大震災以降、リスク分散として本市に立地を考えている企業や、業務拡大や新分野への進出などにより、企業用地に入居を希望する企業が増加している。しかし、本市の企業団地の未分譲地は残りなく、短期間にすべて入居をとどめることが予想されることから、新企団地を開拓し、経済の活性化を図ることや農用地と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図ることでも必要である。 一方、市域の中には、農用地区域、第1種農地はあるが、水利の不便な土地柄のため整備され難い。狭小・不整形のため耕作地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地帯については、優れた公共交通アクセス網や近接する施設との連携による活用などで整備し、地域を活性化する計画があったが、いずれも農地転用の許可が下り難いままになってしまった。	C	-	農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要。農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図ることでも必要である。 一方、市域の中には、農用地区域、第1種農地はあるが、水利の不便な土地柄のため整備され難い。狭小・不整形のため耕作地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地帯については、優れた公共交通アクセス網や近接する施設との連携による活用などで整備し、地域を活性化する計画があったが、いずれも農地転用の許可が下り難いままになってしまった。	右提案者から の意見及び 参考資料を第 一回提出して あることを見込みます。農地転用の許可権者は、農業委員会の意見書と農業委員会への諮詢手続によって、客観的かつ統合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。	C	-	農地転用の需要に対しては、農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしており、農用地区域内農地及び第1種農地について転用が可能となるような許可基準の緩和等は困難。 なお、地域経済の活性化を図るために取組についても、最もつづりの第一課で、地域全体として農業上の土地利用とその他の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが適当。	・農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合、4ha超は国への協議が必要。 ・農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合、4ha超は国への協議が必要。 ・農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合、4ha超は国への協議が必要。	1 0 2 0 0 1 0	富山市	富山県	農林水産省			